

平成22年度からの農地貸借料を定めました

改正農地法が平成21年12月15日施行されました。

これに伴い、従来は農業委員会が標準小作料を定めていましたが、農地法上標準小作料が廃止になりました。

このため、標準小作料に替わるものが必要となり、農業委員会では農地貸借料を定めましたので貸借料を決めるときに参考にしてください。（昨年と同額）

平成21年度岩美町農地貸借料

（平成22年1月から適用）

（10アール当たり）

	農地の区分（田）		貸借料	備考
	収量	区域		
平坦部	510kg	岩美町大字 浦富、牧谷、大谷、岩本 本庄、太田、河崎、新井 高山、恩志、岩常、高住 真名、岩井、宇治	基盤整備完了農地 （旧基盤整備田・耕作不便水田は除く） 8,000円	普通畑については、田標準の30%と定める。 但し、田・畑共実態により当事者間の話し合い。 契約期間中の額（利用権設定等）を、今回の農地貸借料額に変更するときは、当事者間で話し合い。
			基盤整備未整備農地 7,000円	
中間部	480kg	岩美町大字 延興寺、外邑、院内、荒金 長郷、黒谷、池谷、馬場 蒲生、長谷、白地、相谷	基盤整備完了農地 7,000円	
			基盤整備未整備農地 5,000円	
山間部	420kg	岩美町大字 鳥越、洗井、銀山、相山 大坂、唐川、小田、田河内 陸上、小羽尾	基盤整備完了農地 5,000円	
			基盤整備未整備農地 3,000円	

岩美町の下限面積を決定しました

改正農地法が平成21年12月15日施行されました。

これに伴い、従来、県知事が定めていた下限面積を農業委員会が定めることになりました。

平成21年11月に開催した農業委員会総会で岩美町の下限面積を以下のとおり決定し、平成21年12月15日付けで公告しましたのでお知らせいたします。（改正前と同じ）

50a	太田・本庄・河崎・新井・恩志・高山・鳥越・洗井・銀山・蒲生・馬場・相山・白地・長谷・真名・岩井・宇治・唐川・大坂・小田・外邑・延興寺・池谷・黒谷・荒金・院内・長郷・高住・岩常
40a	大谷・岩本・浦富・相谷・牧谷
20a	田河内・陸上・大羽尾・小羽尾
10a	田後・網代

（用語説明）「下限面積」とは？

農地を耕作目的で権利取得（所有権、賃借権など）しようとする場合、農地法第3条で農業委員会又は知事の許可が必要とされていますが、許可後の耕作面積が50アール以上（北海道は2ヘクタール以上）でないと許可できないことになっています。この面積を一般的に下限面積と呼んでいます。ただし、農業委員会（改正前は知事）がこの面積の範囲内で下限面積を定めることができるとされています。